附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十一号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十四条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十条第四項の規定に基づき、北海道開発局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

北海道開発局組織規則の一部を改正する省令

北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

大山ダム、佐田川寺内ダム及び小石原川小石原川ダム）、筑後大堰及び佐賀導水路	（略）	大山ダム及び佐田川寺内ダム）、筑後大堰及び佐賀導水路	（略）

改正後

（事業振興部の所掌事務）

第二条　事業振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～九　（略）

十　国が設置する都市公園その他の公共空地の整備及び管理に関すること。

十の二　都市公園の整備及び管理に関する指導及び監督に関すること。

十一～五十一　（略）

（開発調査官）

第二十三条　開発監理部に、開発調査官三人を置く。

2　（略）

（行政情報化推進官）

第三十二条の二　情報管理室に、行政情報化推進官一人を置く。

2　行政情報化推進官は、命を受けて、情報管理室の所掌事務のうち、情報システムの整備に関する重要事項に関する事務を処理する。

（都市住宅課の所掌事務）

第三十四条　都市住宅課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～九　（略）

十　国が設置する都市公園その他の公共空地の整備及び管理に関すること。

十の二　都市公園の整備及び管理に関する指導及び監督に関すること。

十一～二十四　（略）

改正前

（事業振興部の所掌事務）

第二条　事業振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～九　（略）

十　都市公園その他の公共空地の整備及び都市公園の管理に関すること。

（新設）

十一～五十一　（略）

（開発調査官）

第二十三条　開発監理部に、開発調査官二人を置く。

2　（略）

（新設）

（都市住宅課の所掌事務）

第三十四条　都市住宅課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～九　（略）

十　都市公園その他の公共空地の整備及び都市公園の管理に関すること。

（新設）

十一～二十四　（略）

大山ダム及び佐田川寺内ダム）、筑後大堰及び佐賀導水路	（略）	大山ダム、佐田川寺内ダム及び小石原川小石原川ダム）、筑後大堰及び佐賀導水路	（略）